

令和7年度
一般廃棄物処理実施計画

久慈広域連合

目 次

1	目 的	2
2	計画期間	2
3	計画区域	2
4	計画の対象等	2
5	ごみ処理実施計画	3
5－1	排出量の見込み	3
5－2	資源化・減量化計画	3
5－3	収集・運搬計画	4
5－4	啓発・推進計画	7
5－5	廃棄物処理施設の概要	7
5－6	ごみ処理支援要請	7
5－7	廃棄物由来エタノール製造実証施設への一般廃棄物供給	8
5－8	一般廃棄物の広域処理（市内搬入・市外搬出）	8
6	生活排水処理実施計画	9
6－1	処理人口	9
6－2	処理計画	9
6－3	啓発・推進計画	10
参 考		11

令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成20年久慈広域連合規則第17号）第2条の規定に基づき、一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

久慈広域連合

広域連合長 遠 藤 譲 一

1 目 的

一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月策定）に基づき、久慈広域連合管内における廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を推進し、最終処分量を削減することを目的とし、その実施計画を定めるものである。

2 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 計画区域

計画区域は、次のとおりとする。

市 町 村 名	面 積	人 口	備 考
久 慈 市	623.50 km ²	31,525 人	
洋 野 町	302.92 km ²	14,416 人	
野 田 村	80.80 km ²	4,143 人	
普 代 村	69.66 km ²	2,549 人	
合 計	1,076.88 km ²	52,633 人	

※数値は一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月策定、本編・資料編）より引用

4 計画の対象等

本計画は、一般廃棄物（ごみ、生活排水）を対象とし、ごみ処理実施計画と生活排水処理実施計画を策定する。

5 ごみ処理実施計画

5-1 排出量の見込み

(単位：t)

区 分		久慈市	洋野町	野田村	普代村	合 計
可 燃 ご み		10,526.60	3,583.94	1,124.93	760.30	15,995.77
不燃・粗大ごみ		563.20	198.93	43.44	41.61	847.18
資 源 物	缶 類	115.34	43.07	9.49	6.57	174.47
	び ん 類	282.88	106.95	32.85	18.62	441.3
	発 泡 ・ P E T	87.97	35.04	10.22	6.94	140.17
	紙 類	531.44	192.72	58.40	34.31	816.87
	プラスチック 製 容 器 包 装	122.28	33.58	13.51	8.03	177.4
	計	1,139.91	411.36	124.47	74.47	1,750.21
合 計		12,229.71	4,194.23	1,292.84	876.38	18,593.16

※数値は一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月策定、本編・資料編）より引用

5-2 資源化・減量化計画

① 総ごみ量の減量化

ア ごみを減らし、ものを修理し、再生して大切にし、できるだけ長く繰り返し使う生活習慣の促進及び普及を図る。

イ 事業所から発生する全てのごみについて、事業者としての社会的責任の下、自己処理の原則を遵守し、自ら排出しているごみの量を把握するとともに、適正な処理と減量化が行われるよう十分な対策を講じる。

多量排出事業者については、廃棄物減量計画書の作成等による計画的なごみ減量に取り組むとともに、一層の分別や先進のリサイクルシステムの導入について検討する。

② 再生利用の向上

ア 資源物の分別収集を継続するとともに、使用済み小型家電、古着の回収ボックスを有効に活用した取り組みを検討する。

イ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月1日に施行されたことを受け、プラスチック使用製品廃棄物のリサイクル実施に向け、構成市町村と協議を進める。

5-3 収集・運搬計画

① ごみの分別及び排出方法

ア 家庭系ごみ

家庭系ごみについては、次表に掲げる分別区分ごとに定められた排出方法により排出する。

分別区分		ごみの種類	収集回数	排出形態	収集方式
燃えるごみ		生ごみ類（台所ごみ）、紙類（資源物を除いたもの）、ゴム、革製品類、木、草類、布、繊維、プラスチック類で焼却処理が適当なもの	週1回～ 週2回	指定袋	ごみステーション
燃えないごみ		金属類（ポット、ヤカン、鍋等）、びん類（資源物を除いたもの）、小型電化製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機の家電4品目を除く）、ガラス・陶磁器類（茶碗、皿等）等で破碎処理が可能なもの	月1回		
資源物	空き缶	スチール缶、アルミ缶（共に飲料用に限る）	月2回	指定袋及び透明又は半透明な袋	
	ペットボトル	PET1マークのついているボトル		指定袋及び透明又は半透明な袋、若しくはひもで束ねる	
	発泡スチロール	電気製品の緩衝材を除く魚箱等		指定袋及び透明又は半透明な袋	
	びん類	飲料用のびん、食品保存のびん、薬のびん、化粧品用のびん、ジャム等調味料のびん		ひもで十字に束ねる	
	紙パック	牛乳、コーヒー、ジュース、酒、焼酎等飲料用のパック（アルミニウムが使用されていないもの）		上記の他、紙袋等に入れる	
	段ボール	段ボール			
	新聞紙	新聞紙（広告を含む）			
	雑がみ	雑誌・本・カタログ・紙箱・封筒・ハガキ・コピー用紙・包装紙などの紙類全般			

	プラスチック製容器包装	プラスチック製の容器包装類(洗剤、調味料に使用されたボトル・チューブ類は除く)		指定袋及び透明又は半透明な袋	
	使用済小型家電	家電リサイクル法の対象となる家電4品目を除く使用済小型家電(小型家電リサイクル法対象品目)	—	—	ごみ集積場※、小型家電回収ボックス(管内14か所)又は直接搬入
	古着	衣類全般、服飾雑貨、バッグ	—	—	古着回収ボックス
可燃性粗大ごみ		机、イス、ベッド(木製)、畳等60cm×100cm以上又は1袋1束の重量が20Kg以上のもの	—	—	直接搬入
不燃性粗大ごみ		机、イス、ベッド(金属製)、自転車等60cm×100cm以上又は1袋1束の重量が20Kg以上のもの			
搬入できないもの (家電リサイクル法の対象物)		コンクリートくず、レンガ、瓦、ガスボンベ、消火器、ペンキ、タイヤ、オイル、ガソリン、灯油、シンナー類、薬品類、農薬、二輪車、バッテリー、ドラム缶、建築廃材、耐火ボード、汚泥、ボイラー、焼却炉、農機具、業務用冷蔵庫、ストッカー、自動販売機、スプリング入りマットレス(スプリングを外し、燃えるものと燃えないものに区分したものを除く)、農業用廃プラ、漁業用廃プラ、在宅医療廃棄物(注射針等鋭利な物) エアコン、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫	—	—	販売店、廃棄物処理業者、指定引取場所、医療機関

※パソコン等、個人情報漏洩の恐れのある使用済み小型家電については、ボックス回収または直接搬入のみ受入可能(ごみ集積場への排出は不可)

イ 事業系ごみ

事業系ごみについては、事業者自らが適正に処理することを前提とし、事業系一般廃棄物については次により処理する。

種	類	排出方法	収集運搬方法	処理方法
事業活動に伴って発生する一般廃棄物	事業者が自ら廃棄物処理施設に搬入する場合		事業者が自ら廃棄物処理施設へ運搬	焼却、埋立及び資源化
	一般廃棄物収集運搬業者が搬入する場合	一般廃棄物収集運搬業者との契約に基づき排出	一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬	

ウ 動物の死体

動物の死体については、次により処理する。

種 類	排出方法	収集運搬方法	処理方法
動物の死体	丈夫な袋か段ボールに入れ密封して排出	直接搬入	焼 却

② 収集運搬及び処理主体

区 分	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	○ 委託収集 ○ 自己搬入	久慈広域連合の各対応 廃棄物処理施設	久慈地区最終処分場 又は引渡し業者等
事業系ごみ	○ 許可業者 ○ 自己搬入		

③ 一般廃棄物処理業許可

廃棄物処理及び清掃に関する法律第7条第1項に基づく一般廃棄物処理業については、現行の許可業者に対して業務を適正に行うよう指導するとともに、新たな許可の可否は、ごみ排出量の推移、現行の許可業者の収集運搬能力や業務実績等の状況を踏まえて判断する。

令和7年度の一般廃棄物収集運搬業については、令和7年度の事業系ごみ排出見込量（4,587.69 t/年）に対し、現行の許可業者で十分な処理能力を有していると判断されることから、原則として事業系ごみの収集運搬業については新規許可を行わないものとする。

ただし、今後のごみの排出量の変動や、ごみの減量及び資源化の促進等の観点から必要と認められる場合は、この限りではない。

5-4 啓発・推進計画

① 啓発活動の強化

ア ごみ処理に対する意識啓発を図るため、久慈広域連合の広報誌及びホームページやSNSを活用し、住民や事業者への情報提供と啓発活動に努める。

イ ごみの減量化・資源化を推進するため、構成市町村と連携し、住民や事業者が主体的に、かつ積極的に取り組めるよう、情報共有と相互理解に努める。

② 環境教育の充実

ア 学校や企業、自治会等に対し、ごみ処理施設に関する見学会の実施、市町村が行う説明会の支援を行う。

イ ごみ処理体験学習の実施や社会科副読本の作成など、教育委員会等の行う環境教育に貢献する。

5-5 廃棄物処理施設の概要

施設の名称	所在地	備考
久慈地区 ごみ焼却場	久慈市夏井町大崎第3地割95番地	処理能力：120 t / 24 h
久慈地区 最終処分場	久慈市夏井町鳥谷第4地割23番地6	埋立容積：73,024 m ³ (令和6年度末嵩上げ工事後)
久慈地区 粗大ごみ処理場	久慈市夏井町鳥谷第4地割23番地6	処理能力：30 t / 5 h
久慈地区 再資源化処理場	久慈市夏井町鳥谷第4地割23番地6	処理対象：空き缶、発泡スチロール、ペットボトル、びん類、紙類
洋野 リサイクルセンター	九戸郡洋野町種市第51地割72番地4	処理対象：プラスチック製容器包装 設置者：㈱ノブタ興業

5-6 ごみ処理支援要請

久慈広域連合が管理運営する廃棄物処理施設に異常な事態が発生し、処理が困難となった場合や、災害発生等により廃棄物が大量に発生し、施設の処理能力を大きく超えた場合等には、地域住民の生活安定及び環境保全のため、廃棄物処理について次の施設へ支援要請する。

施設の名称	所在地	備考
いわて第2 クリーンセンター	九戸郡九戸村大字江刺家第20 地割48番地34	処理能力：ロータリキルン & ストーカ炉 87.9 t / 日 溶融炉 13 t / 日

5-7 廃棄物由来エタノール製造実証施設への一般廃棄物供給

廃棄物からエタノールを製造する実証試験のため、久慈広域連合管内で発生した一般廃棄物（ごみ集積場から収集する家庭系ごみ）を積水バイオリファイナリー㈱に提供する。

事業実施主体	所在地	備考
積水バイオリファイナリー株式会社	久慈市侍浜町本町第9 地割54番地1	処理量：140 t/週 一般廃棄物の提供期間：令和4年2月から令和9年3月まで 供給方法：久慈広域連合が収集運搬を委託する業者が集積場から当該施設に運搬する。

5-8 一般廃棄物の広域処理（市内搬入・市外搬出）

最終処分場の延命化を図るため、令和7年度から焼却灰及び固化飛灰の一部を民間処分場へ搬出する。

市町村の区域を越えて一般廃棄物を搬入または搬出する場合、法第6条第3項に基づき、関係する市町村等との調和を図りながら適切に処理を行う。

6 生活排水処理実施計画

6-1 処理人口

(単位:人)

区 分		処 理 人 口				
		久慈市	洋野町	野田村	普代村	合 計
計 画 区 域 内 人 口		31,525	14,416	4,143	2,549	52,633
水洗化・生活雑排水処理人口	公共下水道	11,643	2,681	2,275	0	16,599
	コミュニティ・プラント	68	0	0	0	68
	集落排水施設	2,238	690	518	284	3,730
	合併処理浄化槽	5,208	4,450	220	1,074	10,952
	計	19,157	7,821	3,013	1,358	31,349
水洗化・生活雑排水未処理人口		111	521	0	0	632
非 水 洗 化 人 口		12,257	6,074	1,130	1,191	20,652

※数値は一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月策定、本編・資料編）より引用

6-2 処理計画

6-2-1 排出量の見込み

(単位:kℓ)

区 分	久 慈 市	洋 野 町	野 田 村	普 代 村	合 計
し尿	13,724.00	4,891.00	1,058.50	1,095.00	20,768.50
浄化槽 汚泥	4,635.50	3,723.00	584.00	839.50	9,782.00
合計	18,359.50	8,614.00	1,642.50	1,934.50	30,550.50

※数値は一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月策定、本編・資料編）より引用

6-2-2 収集・運搬計画

① し尿

し尿の収集・運搬は、久慈広域連合から委託を受けた委託業者が行う。

② 浄化槽汚泥

浄化槽汚泥の収集・運搬は、久慈広域連合から許可を受けた許可業者が行う。

6-2-3 し尿及び浄化槽汚泥の処理施設の概要

施設の名称	所在地	備考
久慈地区汚泥再生 処理センター	九戸郡洋野町中野第7地割30番地10	処理能力：105 kℓ／日

6-3 啓発・推進計画

① ホームページやパンフレットによる環境保全意識の高揚

公共用水域等の水質汚濁の現状と、その原因の一つが各々の家庭から排出される生活雑排水等にあることを構成市町村のホームページ、パンフレット、ポスターや広報誌等で示し、住民の生活排水処理に関する意識を高める。

② 環境教育の充実

し尿や汚泥の適正な処理が、公共用水域への汚濁負荷の低減へ大きく貢献していることを広く理解してもらうため、処理施設の見学会の実施、市町村が行う説明会の支援を行う。

参 考

○ ごみ収集運搬委託業者・一般廃棄物処理業許可業者数

令和7年4月1日現在

区 分	久慈市	洋野町	野田村	普代村	管 外	合 計
一般廃棄物（家庭系ごみ） 収集運搬業委託業者	3	3	1	1	0	8
一般廃棄物（事業系ごみ） 収集運搬業許可業者	16	4	1	1	5	27
一般廃棄物処分業許可業者	2	1	0	0	0	3
一般廃棄物（特定家庭用 機器再生商品化法第2条） 収集運搬業許可業者	7	4	1	1	6	19

○ し尿収集運搬委託・浄化槽汚泥収集運搬許可業者数

令和7年4月1日現在

区 分	久慈市	洋野町	野田村	普代村	管 外	合 計
し尿収集運搬業委託業者	3	3	1	1	0	8
浄化槽汚泥収集運搬業許可業者	4	3	1	1	0	9